

## 平成26年度第3回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時：平成26年9月1日（月） 9時30分～12時00分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

### 3 出席者：

#### (1) 委員

宮本みち子委員（会長）、大場隆委員（副会長）、浅野雅子委員、在原つかさ委員、伊藤雅子委員、榎沢良彦委員、岡本正彦委員、小倉和也委員、佐藤慎二委員、野中定枝委員、畠山一雄委員、原木真名委員、藤澤彩委員、山崎淳一委員、吉田美子委員（五十音順）

#### (2) 事務局

【こども未来局】	石井こども未来局長、片桐こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	植草課長、鈴木課長補佐、上田主査
【こども未来部健全育成課】	渡邊課長、丸山こども家庭支援室長
【こども未来部保育支援課】	松浦課長、秋庭課長補佐、大坪係長
【こども未来部保育運営課】	若菜課長、中谷担当課長、岡崎課長補佐
【保健福祉局健康部健康支援課】	角田課長

### 4 議題：

- (1) 保育の必要性の認定について
- (2) 教育・保育の「確保方策」について
- (3) 地域事業の「確保方策」について
- (4) その他

### 5 議事の概要：

- (1) 「保育の必要性の認定」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (2) 「教育・保育の「確保方策」」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (3) 「地域事業の「確保方策」」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (4) ・施設職員による虐待行為の概要について  
・新制度利用者説明会のお知らせ  
・次回会議の日程について

## 6 会議の経過：

○鈴木こども企画課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第3回千葉市子ども・子育て会議を開会いたします。

私は司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前回に引き続き、朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに委員の出席状況でございますが、本日は、久留島委員、森島委員、吉江委員から欠席のご連絡をいただいております。出席委員は15名でございますので、条例の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様のご紹介及び事務局職員のご紹介は、お手元の委員名簿、席次表の配付によりかえさせていただきます。

それでは、続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。向かって左側ですが、本日の次第、それと席次表、右に委員名簿、会議の公開について。それと、後ほど説明しますが、日程調整表の5点を配付しております。

また、中央ですけれども、配付資料、こちらは資料1としまして、「保育の必要性の認定について」。資料2-1「確保方策について」。資料2-2「教育・保育の量の見込みと確保方策」。資料2-3「地域事業の量の見込みと確保方策」という4点でございます。そして右側には青いバインダーの配付資料集を配付しております。

不足等ございませんでしょうか。後ほどでも構いませんので、気づく点がありましたら、お申しつけください。

こちらの青いバインダーですけれども、前回から机上に置かせていただいているんですが、お持ち帰りになりたい資料がございましたら、何なりとお申しつけください。

次に、会議の公開についてでございますが、お手元に会議の公開についてというものをお配りしているんですけれども、こちらの会議は公開にて行われます。本日の傍聴者はいらっしゃらないようです。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局の石井局長よりご挨拶を申し上げます。

○石井こども未来局長 おはようございます。石井でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、冒頭ですが、お詫びを申し上げなければならない事件が先日起きてしまいました。私どもの、認可外ではございますが、保育ルームでの職員による児童の虐待という、本市で初めてなんですけれども、あってはならない事件が発生してしまいました。警察で素早い逮捕ということで、一応表面上は片づいておりますが、今後も我々、新制度に向けて未来局職員一丸となって仕事を進めている中で、大変残念な結果を起こしてしまったこと、この場をお借りしまして改めてお詫びを申し上げたいと思います。

経過等につきましては、最後に部長から詳しくご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後は、当然、新制度に向けて、保育・教育の質の向上を、我々は本当に見据えて、新制度を運用していかなければならないなと思っております。

本日の会議につきましても、ちょうど1カ月くらい前ですか、前回の審議をいただきまして、長時間にわたって皆様方の貴重なご意見をいただきました。その結果等も踏まえまして、来年度から5年間の計画について、我々、今現状での計画の素案といいますか、ある程度の目安ができてまいりましたので、今日は、ぜひそれをご披露させていただきたいと思っておりますのでございます。

今後とも、皆様方の力をかりながら、どうぞ、この場だけでなく結構ですから、私どもの未来局へお越しいただいて、忌憚のないお話をいただきながら、千葉市の子どもの施策について、すばらしい見解をつくっていきたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はよろしくお願ひします。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、宮本会長、ご挨拶をお願ひいたします。

○宮本会長 どうもおはようございます。大変涼しくて、めぐみの雨か何かですけれども。この会議も着々と進行していきまして、だんだん具体の姿が見えるようになってきて、議論も今まで以上にしやすくなっているような気がしますので、今日はたくさんご意見をいただきたいと思ひます。

先週の私の経験ですけれども、金曜日に子どもの貧困対策法の法律に基づいた大綱が国から発表されまして、その大綱づくりにいろいろな形でかかわっていたものですから、木曜日に安倍首相と、それから文科大臣と厚労大臣と、それから内閣府の少子化担当大臣の4人と委員の4名ぐらいとで20分ほど懇談したんですけれども、大綱はいろいろと批判すれば足りないところ、お金のなさ、いろいろありますけれども、盛り上がりという点では非常に大きなものを感じまして。

この子ども・子育てもそうなんですけれども、全体としては人生前半期の社会保障制度の強化ということが大きなテーマになっている中で、この新法、それから貧困対策、それから今年度中には若者の就労に関する新法を出そうというようなことで、子どもから若者まで、そのあたりのところの社会保障制度の強化という動きがあるように思うんですけど、そういう意味でも、この委員会はとても重要なものだと思っておりますのでございます。

ということで、本日はお昼まで、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は宮本会長にお願ひいたします。

○宮本会長 それでは、本日の議題の概要についてですが、事務局からご説明いただきたいと思ひます。

○植草こども企画課長 おはようございます。こども企画課の植草です。

私から、本日の議事の流れを簡単にご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の次第でございますように、本日の議題、大きく3点でございます。

一つ目でございます。議題の（1）でございますが、新制度で導入されます保育の必要性の認定、それは何かといいますと、1号、2号、3号の認定基準となっております。基本的には国の基準に沿ったものとなりますけれども、市町村の裁量に委ねられている部分について、本市の案をお示しいたします。なお、ここには量の見込みの設定の中でご説明いたしました、月48時間から64時間の就労時間の下限も含まれております。

それから議題の（2）と（3）でございますけれども、こちらは教育・保育と事業の確保方策でございます。前回まで量の見込みについてご議論いただきまして、おおむね量の見込みについてはまとめさせていただいたところでございますけれども、今回、その見込みの量に対応します確保方策。そのうち、これは何かと申しますと、需要に対する供給の部分に該当しますが、これについて現時点でのイメージをお示ししまして、皆様方のご意見を伺うこととさせていただきます。

議題がたくさんございますので、事務局のご説明は可能な限りコンパクトにさせていただきまして、その分、皆様のご意見をたくさん頂戴する意見交換に充てさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、皆様、本日ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、議題の（1）保育の必要性の認定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○保育支援課大坪係長 それでは、保育支援課の新制度企画係の大坪と申します。私から保育の必要性の認定についてという、資料1に基づきまして説明をさせていただきます。失礼ですが座って説明をさせていただきます。

皆様、保育の必要性の認定につきましては、新制度に係るさまざまな今までのご議論の中で、既に概略はご存じかと思っておりますけれども、先ほど課長の植草から説明がありましたとおり、この市町村が定めるということで、内閣府令等で示されている事項もございますので、今回、その項目に絞りまして、皆さんに本市の対応方針案をお示ししてご議論いただきたいと思っております。

お手元の資料1の、まず1ページ目からご覧ください。

上の四角には、既にご存じかと思っておりますが、保育の必要性の認定に係る、どのように定めるのかというものの概略が書いてございます。一番上の丸のとおり、新制度におきましては保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性及び保育の必要量を認定し、給付を支給する仕組みとなります。

この認定に当たりまして、国が法令等で策定した認定基準に従いまして、市町村が規則等で基準の詳細を決める必要がございます。その市町村が定める基準のうち、今回対応方針をお示ししているのは、この下の四角にあるところの市町村が定めるべきとされているところでございます。

まず一つ目が「事由」。これは、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由のうち、一定の市町村で定めるべきことが定められております。2点目が「区分」。保育必要量の区分の認定につきましても、一部市町村が定めるところとされているところがございます。三つ目が「認定の有効期間」。これも上記の二つと同様に、市町村の裁量に一部委ねているところがございます。

では、早速、個々の内容につきまして説明に入らせていただきます。

まず、「事由」についてでございますが、皆さんご存じのとおり、新制度におきましては、今、保育所の入所に係る国の法令等の規定は、児童福祉法施行令に記された、保育に欠ける事由というのがございます。それが、新制度におきまして、一部内容が変更されまして、現在、国の通知等で運用で認められている求職活動とか、虐待の恐れのある児童などの事由が明記されました。そして、それが内閣府令であります子ども・子育て支援法施行規則に位置づけられております。詳しい内容は別表のとおりでございます。

2ページ目、別表、左側が保育に欠ける事由、右側が今度の新しい、保育の必要性の事由になります。ご覧のとおり7項の現行の事由が、全部で11項に増えております。なお、今回追加されました※のところは、現在、通知等で国から示されているものに基づきまして、保育に欠ける事由として、本市ではもう既に取り扱っておりますので、この事由は運用では現在も認めているということでございます。

今回、ご意見を伺いたいところは、このゴシックになっている下線の二つのところ。一つは、「月48時間から64時間の間で市町村が定める時間以上就労」というものの、この時間数。もう一つが一番下、「前各号に類するものとして市町村が認める事由」というものの運用、この2点でございます。

ページをめくっていただきまして、3ページ目、まず、この2点につきまして、市の対応方針案をご説明いたします。

まず、就労に係る48時間から64時間の間で市町村が定める時間。これにつきましては、本市の対応案としまして、月64時間とします。この理由でございますけれども、現行の基準につきましては、1日当たり4時間以上かつ月16日以上とさせていただいております、4週間と1カ月を仮定いたしますと64時間でございますので、この水準に設定して、現在の保育の実施水準は、まず維持することは可能であります。

2点目としまして、平成26年4月1日におきまして、待機児童ゼロを達成させていただいておりますが、入所待ち児童は、残念ながら多数発生しておりますことに加え、今後、保育児につきましては、ニーズ調査に基づきます量の見込みと算定している中での議論もございましたが、かなり増加する可能性は高いと踏んでおります。そういったところも踏まえまして、まずは子どもを預ける必要性の高い保護者が預け先を確保できる状態を目指すことが、何よりも重要だろうと考えております。ということで、現状の64時間といたします。

なお、この時間数の設定でございますけれども、今後の待機児童や入所待ち児童の状況、

あるいは保育の受け皿の確保状況の推移などを踏まえまして、施行した後も引き続き検討を重ねてまいる所存でございます。

2番目の、その他の各号に類するものと市町村が認める事由につきましては、これは個別のケースごとの判断としまして、特に明記しません。まさに、この省令の、内閣府令の文言どおり、特段の事由については、これはケースごとの判断とすることが、むしろ妥当だろうと。これによって柔軟な対応が可能となると思っておりますので、あらかじめもう1個、事由を定めるようなことはいたしません。

以上、事由につきまして、市町村が定める事項についての対応方針案でございます。

続きまして、二つ目、「区分」、保育の必要量についての市町村の定める内容でございます。まず、皆さん、これもよくよくご存じだと思いますが、国の基準に基づきまして、年齢、保育の必要性の有無及び保育の必要量は以下の表のとおりとなっております。認定区分が1号、2号、3号とございまして、1号は教育標準時間認定で保育の必要性が余らない方。2号、3号が保育の必要性がある方で、それぞれその認定区分ごとに必要量が他区分の大きく、標準時間認定という1日11時間、短時間認定だと1日8時間の保育必要量が定められております。対応する就労時間等の下限は、突きあたり右の時間のとおりでございます。

なお、※にありますように、現在、国において検討段階ではありますけれども、新制度の施行前に既に保育所に入所しているお子さんにつきましては、たとえ新制度において短時間認定となる場合でも、本人が短時間認定を希望しない場合は標準時間認定とする経過措置を設けることが検討されています。

この認定の区分につきまして、市町村が定めるとされているものは、この事由によって基本的には2区分、いわゆる標準時間と短時間の保育必要量の認定となることを、その理由によっては標準時間のみとするものと、2区分に分けることは適当でないと市町村が認める場合によっては、区分に分けないで行うことができるとされていまして、この後者のところの運用でございます。

ページをめくっていただきまして5ページ、それが何かといいますと、①保護者の疾病・障害、②求職活動、③育児休業時の継続利用、この3点につきまして、区分しないことが可能となっております。

なお、標準時間のみとされているのは、下の表にあるとおり、上から2番目の妊娠・出産、その5番目の災害復旧、あと下から3番目の虐待やDVの恐れ、これは標準時間だけと、もう決まっております。

この三つの事由につきまして、どのような必要量の認定とするか、対応方針案が次の6ページ目でございます。まず、保護者の疾病・障害につきましては、原則として標準時間認定を行います。この理由でございますけれども、この事由につきましては、そもそも保育の必要性が認められる場合につきましては、その保護者さんご自身の状態での、ある程度は恒常的なものであろうということございまして、要は短く区切る理由というのが、

なかなか判別するのが困難ではないかということで、原則として、まずは標準時間の認定をすることと運用を定めたいと思います。

2点目、求職活動につきましては、これは原則として短時間のみの1区分。短時間認定をすることとさせていただきます。この理由でございますけれども、求職活動を行う日程や時間というのは、ある程度、保護者が柔軟に調整可能であろうと。あとは、その一方で、就労においては、時間数におきまして、保育必要量を標準と短時間と二つに分けているということとのバランスを踏まえまして、原則としては短時間認定の1区分とすることが妥当ではないかと思っております。

三つ目の育児休業中の継続につきましては、これも原則として短時間認定をいたすこととしたいと思っております。この理由でございますが、入所されているそのお子さんの他のお子さん、主に育児休業の事由となっているお子さんのことなんですけれども、この方につきましては、実質的におうちにいらっしゃる。保育可能な状態であるということと踏まえまして、その他の理由につきましては、時間数において2区分に区切っているということとのバランスを踏まえまして、これもやはり、まずは短時間の認定とするのが妥当であろうと思っております。

以上が、必要量の区分についての市町村が定める事由についての考え方でございます。

最後、認定の有効期間につきましては、認定の有効期間につきましては、原則として小学校就学または3号認定の方については満3歳に達する前日なのですが、保育の必要性の認定を受ける事由がそもそもなくなった場合は、その時点までとされていて、事由によってはその期間がはっきりと決まっているものはあるんですが、これも市町村が定める期間とされているものがございまして、それが7ページ目の表のとおりでございます。それが何かといいますと、求職活動、育児休業中の継続利用、三つ目がその他市町村が認める事由の3点でございます。

なお、別表のとおり、その他の事由もなっております、一部、妊娠・出産などはそもそも決まっているというものでございます。求職活動中、育児休業継続利用、その他につきましては、このゴシックのところのとおりになってございまして、①求職活動が内閣府令では「90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の月末まで」と。②育児休業中の継続利用と③その他の事由につきましては、「市町村が定めた期間まで」と完全に委任されています。

なお、今の本市の基準が一番右の縦の列でございまして、求職中は「2か月以内」、育児休業継続は「育児休業の対象児童の1歳の誕生日まで」、その他につきましては特に規定はございません。

この内容を踏まえまして、本市の対応につきましては8ページ目、まず、求職活動につきましては、これは国の内閣府令のとおり、原則として90日を経過する日か属する月の末日までと。これは、国におきまして、この90日を採用した理由が、雇用保険制度における失業等給付の給付日数のベースとなっている90日でございまして、本市においてもこれは

国の考え方と同様とすべきだろうということでございます。

二つ目の育休中の継続利用につきましては、これは育児休業の対象児童の1歳の誕生月の末日までということで、これは本市の現行の基準どおりといたします。これは、現在の保育の実施水準は確保しましょうというところで、あとはその他の、もろもろの現在の、入所待ちの状況とかを踏まえますと、本市の現行の基準どおりが妥当なのではないかということでございます。

三つ目、その他の事由につきましては、これは個別判断にいたしまして、特に規定しません。これは、そもそも理由自体が個別の事情を勘案して設定するので、当然、期間というのも、その事由によってさまざまだろうということが考えられますので、あらかじめ定めずに柔軟な対応を可能としてまいりたいと思っております。

以上、駆け足でございましたけれども、保育の必要性の認定についての説明でございました。ありがとうございました。

○宮本会長 ありがとうございました。

この議題に関しましては、この委員会の中で結論を出すということでございますので、その方向でご意見をいただきたいと思っております。どなた様からでも、どうぞ。挙手していただいて。

野中委員。

○野中委員 保育の必要性の認定の区分についてなんですけれども、保育短時間認定の場合、月48時間から60時間以上、8時間となっていますけれども、例えばこれは1日4時間以上で、1日の労働時間が6時間、7時間になって他の日が短いという場合もありますので、パート労働とかの場合。それで、それプラス通勤時間とかがかかって8時間以上になってしまう可能性があると思うんですけれども、その場合に対する対応としては、どのようなことがあるのかなということが一つ、質問したいことです。

例えば8時間と区切った場合に、その後、迎えに行けなかった場合に、どのようにその子どもをしていくのかということが問題として出てくるのではないかなということを考えます。

あともう1点は、育児休業中の継続利用なんですけれども、現在、3歳まで育休を取られる方もいると思うんですけれども、1歳の誕生月までというのは、これは多分古い形のとくにできた本市の基準であると考えます。ですから、1歳以上取る方っていらっしゃると思うんですけれども、その場合に、この規定があるためにお子さんがやめなければいけないとか、保育所を継続できないということが発生するのではないかなと思うので、もう少し、このあたりを柔軟にいただければと思います。

以上です。

○宮本会長 では、今のご質問について、市からお答えいただけますでしょうか。

○保育支援課大坪係長 まず1点目にご質問のあった、就労時間の下限、標準時間と短時間の認定の兼ね合いでございますけれども、要は1日8時間程度の就労が不定期にある方



につきましては、短時間認定となっても1日8時間以上の保育が必要な日が恒常的にあるのではないかとということになりますね。おっしゃるとおり、そういった就労形態の方は、当然、現時点でもいらっしゃるのではないかと想定しておりまして、ここは国も、どれくらいの範囲で認めるかわかりませんが、そこはある程度市町村の判断が許される部分もあるやに聞いております。

この部分、実は、一月当たりの就労時間の基準というのが、どこにも法律にも明記されておらず、運用で決まっておりますので、そこは、今の就労実態だとか他も踏まえまして、少なくとも、杓子定規にはならないような運用を、今、検討しているところでございます。

2点目の育児休業中の継続の方につきましても、おっしゃるとおり育児休業の期間というのは、もちろん一年以内の方ばかりではございませんので、ここも、どれくらい柔軟に原則として考えているところを運用できるかというのは、これからの検討次第ではありますけれども、例えば小学校との接続の時期との関係ですとか、そういったものを踏まえて現在も例外として一年を超えてお預かりする例もあるやに聞いておりますので、そういったものを踏まえまして、なるだけそういった事情を勘案しなければならない方につきましては、柔軟に運用ができるような考えを、今、検討しております。

あとは、育児休業中との絡みにつきましては、どうしても入所待ちの方が待っていらっしゃるという状況も、これも勘案しなければならないと思っておりますので、そういったバランスにも配慮させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○野中委員** 今のお話を伺うところでは、何かはっきりと決まっていけないというような感じがするんですけども、やはり、こういうふうに書かれてしまうと、杓子定規にそのとおりになってしまうのではないかとということ、私はちょっと危惧します。

朝とかも、例えば9時から5時というふうにされてしまうと、送る時間とか通勤時間というものが発生しますので、そのあたりもきちんと考慮してくださるということを明記していただけると、安心感があるかなと思います。

あと、1歳のことについても、柔軟な対応ということは原則にするということを記述の形で書いていただけると、安心感があるので、よろしくをお願いします。

**○宮本会長** ただいまの件について、委員の皆さんから何かご意見はありますか。

どうぞ、畠山委員。

**○畠山委員** 今、大坪さんの話はよくわからないんですけども、例えば就労時間の話についても、例えば通勤時間も含めて認めるのを、市が認めたみたいな場合みたいな形でやっていくのか。それから、子育て期間中の場合も、例えば1年になっていますけれども、これも市が場合によっては、個別の事情によって2年、3年まで認めるのかと。そういうのが、市が特別に認めた場合ということで、そういった例外措置をきちんと設けてやっているということですか。

それと、私はこの64時間で十分だと思っているんですけども、64時間というのは週16

時間ですよね。1日4時間で4日間働いて16時間ですから、これはもう、別に48時間まで調べなくても、まだ待機児童の多い段階においては、この64時間の制度で十分ではないかなと思っていますし、むしろ週48時間というような人たちは、幼稚園の預かり保育の対象の保護者ではないかと思って、本当に保育を必要とする人を、週64時間のところできちんと対応すべきではないかなと思います。

○宮本会長 市から、何かご回答はありますでしょうか。

○秋庭保育支援課長補佐 先ほどちょっと言葉が足らなかった部分もあるので補足ですけれども、今の畠山委員がおっしゃったように、そもそも64時間のところに関しては、先ほどのご質問は、8時間と11時間の短時間の標準時間についてのご意見だったかと思うんですが。そこにつきましては、1日の勤務時間が8時間以上になることが恒常的な場合、全体として120時間に達しなくても、1日の労働時間が9時間の日もある10時間の日もある、そういう場合どうするんだというようなお話だったと思いますが、それにつきましては、今、議論というか、そういう方も確かに相当数いらっしゃるだろうということで、ここは考えなければいけないなということにしてあります。

それと、もう一つのご質問でありました送迎時間。現在、これについてさらに千葉市独自に、国のルールとしては送迎時間というのは入っておりませんので、千葉市独自にここまでみますよというところまでは、これは考えてはいないです。

それと、もう一つ、育児休業中の認定の有効期間でございますが、これももともとの考え方としましては、そもそも育児休業中ということは、上のお子さんがいて下のお子さんが生まれて育児休業中と。そのとき、基本的にはどなたかが下のお子さん、どなたかがというか、育児休業をとっている方が下のお子さんをご自宅で見ているのと同時に、基本的には上のお子さんもみられるということを前提としております。ただし、保育の継続性等を考えまして、1年間だけは継続ということで、まず原則としては、保育はご自宅できるということが原則として考えております。ただし、保育の継続性を考えて1年間だと。これが考え方の基本でございます。

ただし、これがもし、柔軟に考えるとすれば、二つほど今、考え方がありまして、あくまでも原則は1年間なんですけど例外、今もこういった例外を認めているんですが、一つは1年たったとき、上のお子さんが、もう間もなく小学校に上がると。最後の1年間であるにもかかわらず、途中で保育所を退所していただいと、こういうのは基本的には考えられないでしょう。子どもをまず第一に考えましょうと。

それと、もう一つ例外が考えられますのは、育児休業の期間が終わって、会社に復帰しようと。ただし、下のお子さんを預けるところがないという場合、そうしますと、これは自動的にというか、育児休業を切り上げたとしても、どうしてもそのまま継続するしかない。このときに上のお子さんが退所だというのは、これはちょっと違うのではないかなということで、こういう場合も継続はいたします。ただ、あくまでも原則としては1年間と。これを原則、今言いました2点を例外と考えております。

以上です。

○宮本会長 どうですか。

これは、全部、3年育休をとっている人は3年間適用ということになると、かなり原則から外れるような気がしますよね。

このあたりについて、今の市のご説明でよろしいでしょうか。例外に関しても、かなり具体的に例外の規定というのがあるということになるんですが。

○畠山委員 こういった原則を決めて、例外規定というのは、先ほど説明になった市が認めた場合というところの項目を適用して例外を認めていくということなんですか。それとも、個別のこういった原則を決めるけれども、今言った就労のこととか例外というのは、この規定の中に全部例外というのを包括してやっていくのか。

それから今まで、そもそも論で言ったら、こういった市が認めた場合といったものが、そういうのは、困った人はみんな市に相談するから、これは例外でいいんじゃないかみたいな話でずっとやってきたんだと思うんですが、市が認めた例外というのは、今までにどのくらいあるんですか。どの程度、どんなものが例えばあるんですか。

そうしないと、それを知っている人はみんな適用を受けて、この例外を認めてくださいというだけけれども、これを、原則はこうですよ、規定がありますよという、知らない人は不利益を受ける可能性もありますから、その辺のところはどういうふうに行っているんでしょうか。

○宮本会長 それでは、市からお願いします。

○秋庭保育支援課長補佐 すみません。まず1点目、原則を決めて、その例外についての規定の方法ということだと思いますが、これにつきましては、実際の運用面での対応になりますので、例えばですが実施の要項ですとか、そういったもので規定していくことになるかと思えます。

それともう1点、その他、市長が認める事由というのがどういったものがあるかというようにお話だったと思いますが、これは、具体的に、例えばですが2ページなどで言いますと、市町村の認める理由として、例えば何が考えられるかといいますと、ちょうど真ん中辺に同居親族の介護なんていうのがありますけれども、これは杓子定規に読みますと同居なんですね。ただ、すぐ近くにご両親が、子どもから見てのおじいちゃん、おばあちゃんが、仮にですけど住んでいて、そういった方の介護が必要で、保護者の方がそういったおじいさん、おばあさんの介護に行かなきゃいけないとか、そういったようなことも考えられると思うんです。

ただ、そのときにこのままの規定ですと、そういったものはひろえないということで、「前各号に類するものとして」というような、こういったときに適用していくことになるのかなと。

ただ、あと、他にどんなことがあってとなりますと、なかなか、すみません。今、全部を申し上げられないのと、過去の市が持っているその他の事例というのはどういうものが

あるのかといいますと、あるいは件数についてのご質問がありましたけれども、申しわけないですが件数等については、今、用意してございません。

ただ、私が聞いたことがありますのは、以前といいますか現在、昼間の労働というのが基本になっていますけれども、夜働いていらっしゃるって、昼間、家にはいるんですけども、夜働いている以上、なかなか昼間に子どもの面倒というか、保育というのはできないですよというような方については、これは働き方等を聞いた上で、各区のこども家庭課で保育園の入所を認めているというような事例もあるというのは聞いております。ただ、これにつきましても、今回改めて昼間の労働だけではなくて、労働時間にかかわらず、この時間で決めると国がしておりますので、そういった例外も今回からはなくなるのかなとは思います。

以上でよろしいでしょうか。

○宮本会長 そうすると、実施要項で決めるということなんですけど、この実施要項は、どういう作業でいつ決めるのでしょうか。

○秋庭保育支援課長補佐 今年度中に、実際に始まるまでに、市長まで、内部の話ですけれども決裁を取って決めていくというような形になります。

○野中委員 たびたびすみません。先ほどの、また保育区分の話なんですけれども、通勤時間については、まだ決まっていないということだったんですけれども、ぜひ、通勤時間も含めての検討をしていただきたいと思います。

あと、1点、保育の必要性なんですけれども、育児休業中の継続利用はできるんですけど、例えば育児休業に入って自分で上の子を見ていたんですけども、幼稚園に入る年齢になって、その後の育児休業終了を見据えて、上の子を入れたいとか、そういう場合も保育所に入所できるようにしていただければと思います。

下の子の育児休業中で、自分は上の子を見ていたけれども、途中から大きくなったので、保育所に、まずは入れておきたいという、教育的な意味ですけれども、そういう場合に入れられないという現状があって、結構多くのお母さん方が、入れたいのに入れられないと困っていらっしゃるの、ぜひ、よろしくお願いします。

その他、先ほどの実施要項等での、さまざまな柔軟な対応への明記をしていただければなど。

以上です。

○宮本会長 藤澤委員、どうぞ。

○藤澤委員 今のは、例えば育児休業期間に入ったから、上の子が一旦退所したケースということですね。

例えば2歳児くらいで退所して、もう3歳か4歳に、1年間育児休業をとって幼稚園・保育園に入る年齢になったから、育児休業まではいかないけど、先に4月に入れてくれなにかという話ですか。

○野中委員 そうですね。それとか、他のところから引っ越してきて、そのときに上の子

はやめたけれども、入れないとか。

○藤澤委員 でも、1年以内に、少なくとも、申しわけないですけど私はそれは、やはり原則終了している。それから、育児休業期間とはいえ、どうなのかなというのはあるんです。

空きがあれば入れて差し上げていいとは思うんですけども、今、育児休業期間中で引っ越しを。他の市町村で育児休業期間中で保育園に入っていて、引っ越してきて別な市町村に行ったときは結構入れたり、空きがあれば入れてくださったりもするんですけども。育児休業期間中なら、じゃあ、一遍退所した人はどうなの。退所した人は、お兄ちゃん、お姉ちゃんが、お母さんの育児休業が10月くらいであけるから、じゃあ、4月から保育園に上の子だけ入れてくださいという、そういうことにもならないとも限らない気もするんですね。

だから、やはり空き状況もあるし、育児休業期間中というのは、どうなのかなと、私も思ったりもするんですが、認定こども園を勧めただけであれば、1号ということでまずは入れて、認定外で2号という方法もあるので。

実は、またちょっと話がそれるかもしれない。保育園が、認定こども園に移行していただければ、保育園で1号の子も受ける。それから、2号、3号の子も受けるということで、途中育児休業期間中、1号になったほうが保育料は安くなる場合もある。上に達していた場合、3年生まで1号の場合は減免にもなりますので、そういう方法もあるのではないかなという気はするのですが。

育児休業期間中の上の子の取り扱いについては、3歳は難しいのかなと。少なくとも、やはり4歳なのかなという気もするんですが。千葉市は今、どうされているのか、私も確認させていただけたらと。

○宮本会長 そうしましたら、これは非常に具体の重要なポイントなんですけれども、ここで議論するには、時間の制約もあり、本日、そこまで詳細に決めるという計画になっておりませんので、今、意見が出ているということ、まずおさえておいていただければということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 そうしますと、まず、この議題は、48時間か64時間かということに関してですが、千葉市としては月64時間としたいという原案でございますけれども、これに関して反対意見がなければ、これで承認とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 では、64時間ということにします。

それから、区分に関しては、今、いろいろな例外に関してはご意見がありましたけれど、基本的な区分に関しては、この4ページの原案どおりでよろしいということ。

○山崎委員 確認事項というわけではないんですけども、例えば今、国で検討している

現在保育所に入っている子どもたちは、保育短時間であっても標準時間にするというよう  
な話を聞いているんですが、ここを見ると、経過措置を設けると書いてあるんですね。こ  
の経過措置というのは、よくわからないんですが。

それが一つと、それからもう1点は、来年の4月1日の入所を控えているわけですよ。  
そうすると、このことに関しては、もう申し込みの時点から私は、標準時間です、短時間  
保育時間ですということを分けました上で、来年度からの作業になるわけですか。それと  
も、今年度は間に合わないから、今までどおりですということになるのか、その辺がわか  
らないんですが、確認させてください。

○宮本会長 お願いします。

○保育支援課大坪係長 まず1点目、この経過措置の意味ですが、これは基本的には標準  
時間、短時間の区分はするけれども、今、入所している人だけは例外的に、短時間を希望  
していない場合は標準時間にしますという規定を置くという意味でございますので、この  
人だけですという意味でございます。

あと、4月1日入所、27年4月入所からは標準時間、短時間の規定が適用されますので、  
このルールに基づきまして入所事務を取り扱っていくこととなります。

○宮本会長 山崎委員、よろしいですか。

それでは、大体、この議事に関しては承認されたということで、先に進んでよろしいで  
しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 では、そうさせていただきます。

それでは、次の議題なんですけれども、資料2-1に基づいて、市からご説明いただき  
たいと思います。

○植草こども企画課長 こども企画課長、植草です。座って説明させていただきます。

お手元の資料2-1をご覧くださいと思います。私からは、この確保方策の基本的  
な枠組みについて、説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、まず、1の「確保方策」とは①」と書いてあるところ  
でございますけれども、おさらいになりますけれども、市町村は国の基本指針に即した支  
援事業計画、これは27年から31年度までの5か年計画、これを策定しまして、これに基づ  
いて教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を実施することとしております。

具体的にどういうことかと申しますと、その下に書いてございますが、教育・保育につ  
きましては、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設型給付と、小規模保育、家庭的保育  
などの地域型保育事業。それと、地域事業については、①の利用者支援事業、それから⑧  
一時預かり事業、それと⑩の放課後児童クラブなどによりまして、需給計画を作成して確  
保の状況を記載しなければならないとしております。

その「確保方策」とは」ということで3ページの②にございますように、この事業計  
画におきましては、行政区ごとに教育・保育及び地域事業の量の見込みを設定しまして、

それに対応する確保方策。確保方策というのは、いつ、どのくらい供給するか。こういったものを定める必要がございます。そして、先般設定いたしました量の見込み、これは潜在ニーズを含めた需要でございますけれども、それが現状の供給量を上回っている場合につきましては、この31年度までの計画期間中に量の見込みに対応した確保方策を講じまして、需要と供給のバランスをさせていくと、そういう必要があるということでございます。そして、児童数や施設・事業の整備、提供状況を勘案して、この31年度までの計画期間の中間年度であります29年度に、必要に応じて量の見込み、それと確保方策等の見直しを行うこととしております。

そして、4ページをご覧いただきたいんですが、「「確保方策」とは③」と書いてございますけれども、この事業計画はどんなものなのかというところでございまして、これはイメージでございますけれども、線がいろいろ引いてございます。まず、この量の見込み、これは今、この4ページのちょうど中段のところに、横に線が引いてございます。これは、27年度から31年度まで、潜在的ニーズを含む量の見込みをイメージしております。それに対しまして27年度のところの左側、ここには事業計画のスタート地点の供給済みの事業量、これをスタートとして31年度まで。これはちょっと右上がりの直線になっておりますけれども、これが確保方策、すなわち供給量でございます。そして、矢印が右のところの横の直線と交わっているところ、これが31年度までに需要と供給が均衡すると。こういった事業計画を立てようとしているところでございます。

そして5ページ、2の「「確保方策」検討の視点」というところでございますが、本日ここでご意見をいただきたいポイントでございますけれども、読ませていただきますと、①として3歳未満児、特に0歳児の保育ニーズにどのように応えていくのかということ。それと②として、認定こども園の普及、それから私立幼稚園・民間保育園からの移行、こういったものをどのように進めていくのかということ。それと③として地域型保育事業の整備をどのように進めていくのか。そして④として、教育・保育や地域事業の質、これをどのように維持・向上していくのか。それから、これは障害だけではなく虐待ですとか貧困なども含みますけれども、特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育や地域事業の提供をどのように図っていくのか。そして⑥、最後になりますけれども、今後見込まれます児童数の減少、こういったものにどのように対応していくのか。少なくともこの①から⑥の視点につきまして、ご議論をいただきたいと考えております。

具体的に、この確保方策のイメージでございますけれども、教育・保育、地域事業、これにつきましては、後ほど資料2-2と2-3を用いまして、詳細についてご説明をいたしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○秋庭保育支援課長補佐 保育支援課の課長補佐の秋庭です。

それでは、具体的な確保方策のイメージについて、ご説明いたします。お手元の資料のA3横長の資料と、すぐその後ろについております同じくA3の縦長の資料になりますが、右

上に資料2-2と書いてあるものと別紙と書いてあるもの、こちらをご用意ください。

まず、資料2-2ですけれども、これが教育・保育の量の見込みと確保方策のイメージでございます。まず、非常に細かい表になっておりますので、表の見方をご説明いたします。

まず、こちら横に、中央区、花見川区とありまして、一番下に全市というふうに大きく区ごとに分けてあります。

その中で、まず中央区についてご説明しますと、一番上の行が量の見込みでございます。これが前回の会議でご意見をいただいたところ です。この量の見込みに対しましてその下、確保方策、これが教育・保育とそれから地域型保育事業に分けて、この年にこれだけ、これは人数ベースです。この年にこれだけの枠を拡充していきますよというような表になっております。量の見込みから確保方策を引き算しまして一番下、ここにマイナスがついているうちは、まだ足りないということになります。

もう一つ、この表の見方ですけれども、この数字、例えば平成27年の中央区の教育・保育施設1,587、これが枠になっておりますけれども、この1,587の意味としましては、まずこれは定員ベースです。実際に入っている。今、保育者弾力化等々で定員以上に子どもさんを入れていただいていますけれども、1,587、これは定員ベースです。それともう一つ、この1,587という数字は、4月1日の定員でございます。ということは、この1,587にするためには、これは平成26年度の整備が、この平成27年の4月1日にはねてくるということになります。

5か年計画といいながらも、実際はもう既に1年目が始まっているような形になっておりまして、これにつきましてはちょっとおかしいんじゃないかというところもありますが、国にも確認しまして、この計画は、いわば平成26年の数字が平成27年4月1日にのってくるということで、それがルールだということになっております。

それから、もう一つなんですけれども、この整備に関しましては、幼稚園につきましては、これは基本的には一つも増えていないと。特に整備というのはいないというような考え方に基づいております。ですので、これも同じく平成27年の1号児童あるいは2号児童の教育のところをご覧いただきたいんですが、2,446というのは、これは定員の枠ではありませんで、単純に量の見込みと同数にしております。これは定員でいきますと、もうちょっと多い数字になってきますが、認可の定員ではなくて確認定員が量の見込みと同じと仮定しまして、各年度ゼロにしてあるということになります。

これが全体的な表の見方になりますけれども、今度はそれぞれの数字についての考え方を申し上げます。

まず、一番上に「基本的な考え方」とありますが、二重丸のところ です。「平成27年から平成31年にかけての確保方策として、平成26年度整備を除いた」これは先ほど申し上げたとおり、今現在の整備については除きます。「除いた4年間のうち、最初の3年間で必要量の80%」、最後の一年間で20%を整備するという考えでいます。若干ですけれども前



倒ししていると。各年度、4年間の整備なので25%ずつではなくて、若干、3年間で80%となるような整備にしているというところです。

それと、この結果、後で具体的な整備数についてはご説明しますが、ご説明のポイントとしてもう一つ、こうして整備を進めていくという計画の結果、31年度の若葉区の2号児童の保育のところをご覧いただきたいんですが、331という数字があります。この2号児童の保育につきましては、若葉区は平成31年春には331人分定員が余るという、そういう意味です。同じく、大きく数字が余るところは、その下におりていただきまして美浜区、これが329人定員が余るという表になっております。合計では、例えば中央区が上に上がりますとマイナス21人であったり、緑区はまだ370人足りないとなっていたりするんですね。

合計としては445人、千葉市全体で余るとなっておりますが、本来、これは区域ごとに三角をなくすというのが基本的な考え方であるとするれば、緑区はさらにもう幾つか保育所をつくらなければいけないというような話にもなるんですが、そうしますと千葉市全体では、さらに保育所の数が、2号定員の数が余ってくるということにもなりますので、今のこの確保方策のイメージとしましては、全体として3号児童がほぼゼロになると。2号児童については、全体として余ると。特に若葉区と美浜区では枠の余りが非常に大きくなっているというところです。ただ、さらに緑区の三角を減らすようなことはせずに、市全体でそこら辺はカバーするというような考え方でやっております。

今ご覧いただいている細かい数字の確保方策を実際につくるに当たって、必要量の80%は最初の3年間でと申し上げましたが、具体的な数字の積み上げの考え方が、次の別紙になります。

こちらが、全体で、この4年間でどれだけ施設をつくっていくかという数になります。一番右下ですけれども、174施設というのが、これから4年間で整備する数になります。量の見込みの確保方策、これを実際に施設の数にすると、これだけの量、これだけの数になってくるということになります。

考え方ですけれども、中央区の一番左上、27年整備のところをご覧いただきたいんですが、まず、「私立幼稚園の認定こども園移行」ということを考えています。それが確保方策の一つです。認定こども園移行の中にも二種類あるでしょうと。幼保連携型と幼稚園型に分かれています。これは、この年は中央区はそれぞれ1か所ずつなんですけれども、全体的な考え方としましては、幼稚園91園のうち、30人以上定員割れをしている園、これが全部認定こども園になるかどうかというのは、全然別の話ですけれども、一つの目安として30人以上定員割れしている施設が仮に認定こども園になったとして、さらに幼保連携型になるのがそのうちの25%、幼稚園型が50%というふうに、これは何かの根拠に基づいてというのではなくて、イメージとしてつくるに当たっての本当に勝手な想定になりますが、そういったような考え方で、それを中央区だったら中央区で、4年間でふっているというところです。

ちなみに、幼保連携型認定こども園につきましては、2号児童の定員を30人で考えてい

ます。1歳・2歳児は20人、0歳児は10人。次の幼稚園型認定こども園は、2号児童のみで10人にしてあります。

それから、一つ飛ばしまして、「認可外保育施設の認可化」ですけれども、これは2号児童については、基本的にはこれは見ていません。今もほとんど認可外保育施設については、未満児を中心に預かっているということもありまして、これは以上児は見えていないで、未満児のみ、1歳・2歳児15人、0歳児15人と、こういったふうに見ております。

余り細かい数字ばかりになってしまうので、細かいところについては今ぐらいにとどめますけれども、こういったふうに、それぞれ施設が何か所か。その一つの施設については、幼保連携型であれば2号児童が何人、3号児童のうち0歳児が何人というふうに、一つ想定でルールを決めまして、これを積み上げていったものが前のページの細かい数字になってくるといったような表のつくりになっております。

この表で最後に一つだけ注意点といいますか、特にご説明したいところなんですけど、先ほども前のページで申し上げました若葉区、あんなに余ってしまっていますよと。余っているならつくらなければいいとお思いになると思うんですが、例えば若葉区で認可保育所の欄、上からAの教育・保育施設の中の認可保育所というところがあると思いますが、若葉区は新たな保育所の整備というのはいないです。同じように、二つ下の美浜区、これも新たな保育所の整備というのはいないです。現在ある幼稚園が認定こども園に移行する。それから、現在ある認可外保育施設、これが認可保育所に移行する。あとは、若干、地域型保育事業、小規模保育事業、これに認可外もありますので、認可外から小規模保育事業への移行というのもございますので、そういったものが幾つかあるとしておりますが、基本的に新しい保育所はつくらないという想定でも、2号児童が前のページのとおりある程度余ってくるというような状況になっております。

この想定をつくる上で、今の別紙なんですけど、何を基本に考えているかといいますと、新しいものをつくるというよりも、既存施設の有効活用、これを基本に考えております。一番上の二重丸のところですね。「既存施設の活用」として、「私立幼稚園の認定こども園移行」、それからその下、「既存保育所の定員変更、分園設置」、さらに右側にいきまして「認可外保育施設の認可化」、「事業所内保育所における地域枠の設定」、こういったものを基本的に考えていこうと。

それともう一つ、「小規模保育事業の推進」ですね。小規模保育事業につきましても、これも特に未満児を中心にした事業ですので、積極的につくっていこうという考えのもと、この表をつくっております。

説明としましては、以上でございます。

○宮本会長 どうもありがとうございました。

数字を細かく議論しだすと、時間が限りなく必要なんですけど、この時間で議論していただきたいのは、最初の資料2-1の5ページ、ここに検討の視点として①から⑥まで挙げ

てあります。これについてご意見をいただきたいということなのですが、悩ましいのは、働く女性が多くなり保育園の需要が一気に上がっているけれども、その背後には出生率低下の影響というのは同時にかぶっているのです。5年間の整備が終わると、千葉の子どもの数そのものが減るということで。それで、箱物をやたら増やすという対応で5年間やると、その後は大変なことになると。このあたりのところで、どうやって全体としての調整をしていながら、5年間の保育ニーズを確保するかと、こういうお話になっているかということなんです。

ということで、①から⑥について、ご議論いただきたいと思います。利用者側、それから事業者側、それぞれ事情、ご意見があると思いますので、どうぞ積極的にお出しください。

**○榎沢委員** 5ページの確保方策のぶら下がっている項目のうちの2番目に関してですが、先ほど説明で、既存の施設等を転換する方向でということでした。認定こども園の推進もその一つとして考えていらっしゃると思われま。

私、先日、ある県に伺って、園長先生や行政の方と話す機会があったのですが、既にこれまでの制度で認定こども園になったところで、やめて元に戻りたいと言っているところが出てきているという話を聞きました。

そうすると、新しい制度で認定こども園を増やしていこうということは、一つの案としてはあるのですが、認定こども園になったにもかかわらずやめたいと言って、元に戻ろうとすることが実際起こってきているとなると、この進め方は簡単ではないのだろーと思ひます。それと、実情を調査してみること、実際の状況調査をすることも必要ではないかと思ひます。そのあたり、情報があつたら教えていただきたいのですが。

それから、3番目の、地域型保育事業（小規模保育事業）の整備をどう進めていくかということ。それから4番目では、教育・保育や地域事業の質の維持・向上ということが書かれてあります。子どもの保育を特に専門にしているものとしては、保育の質の向上にはとても関心が高いです。今日、冒頭で虐待問題がありましたけれども、それも全て保育の質にかかわってくることであり、あつてはならないことだと思ひます。教育・保育、地域事業の質は当然なのですが、地域型保育事業、小規模保育、そちらの質の維持・向上も、やはり忘れてはならないことだろーと思ひます。そこで、実際どんなことが必要かということも、これを進めていく場合には、やはりしっかりと考えていく必要があるだろーと思ひます。

受け入れ枠に関しては、いろいろなタイプの受け入れをたくさん増やしていくことが、少子化対策には有効です。しかし、中心になるのは子ども自身のことであり、全ては子どもの権利をどう保障していくかということに尽きます。したがって、やはり子どもが入るところに関しては、それなりにきちんと保育の質をどうやって確保し、向上させるかということも、来年度に向けてきちんと考えていく必要があるだろーと思ひます。

以上です。

○宮本会長 市からのご回答というよりも、委員からご意見をいただきたいんですが。認定こども園に関しては、藤澤委員からご発言いただければ。

○藤澤委員 一つは、認定こども園を一本化すると、非常に合計の給付が下がるというのが問題になっています。今まで、幼稚園は幼稚園で認可をもらい、幼稚園の私学助成をもらっていますよね。保育園は保育園で委託料なり市の補助金をもらって、両方の合算で、合算にはなっていなかったですね。幼稚園は幼稚園、保育園は保育園単独で園長がいて副園長がいて主任がいてという系統になりますけれども、今度の制度で新幼保連携型になりますと、園長1、副園長1で、主任、主任について、1人分人件費が下がってしまうんです。

もう一つは公定価格の仕組みで、幼稚園って結構大規模な園が多くて、公定価格の中で三百何人かだと、そこが上限で、あとその先がない。それから保育園でも171以下か何かで、それ以上は、もう同じ金額で公定価格がきているということで、幼稚園って割と大きな規模の園が大きいので。今、大きな規模の幼稚園と、大体大きな規模の保育園とで認定こども園をやっているところもあるので、そうしますと、1号給付の部分がものすごく単価が下がって、下手をすると5,000万円くらい減額になると、そういういろんな試算があるんです。

ですから、今、現に取り組んでいる幼保連携型の認定こども園、それが一番、今回の制度改革の中で非常に困っているというのが実情なので、返上というお話が出てくるんです。

もう一つ、法人が別々というところもあるんです。今度の新幼保連携は、法人は一本ということになっていますので、今まで所属している社会保険だとか、幼稚園だと私学助成という仕組みになっていますけれども、大体年金の部分はいいんですが、退職金の部分で、保育園は大体社会福祉法人で医療機構に入っていますので、非常に掛け金は安い。幼稚園は私学共済、そういうのに入っています。ごめんなさい。各県で退職金制度というのがあるので、そこがこども園に対してどうしてくるのかということも一つはあるんですが。それが、結局一旦どちらかの法人にしなければ、どちらかをやめて入らなければならないという仕組みに、今の時点ではなっているので、国で検討するということで、恐らく残れる制度をつくるというんですけど、まだ、いまだに、この時期になっても結論が出ていないというような状況で。

単一の施設だと、これは増えます。今、1号しか持っていない幼稚園が、例えば2号だけでも、3歳以上だけでも認定こども園になれますので、最小限の人数が10人ですとすれば、かなりの増額。私が試算すると、1,300万円くらい、たしか、増えた気がします。

それから、保育所が認定こども園に。例えば、1号がゼロだと全然増えないんです。ちょっとだけ増えるかな。1号を、例えば5人でも10人でも、大体単価が15人ですので、そこをマックスまで試算すると、やはり同じ1,300万円くらい、うちの園で試算すると90人定員の保育所で試算すると増えるんです。

ただ、今までの施設が認定こども園になればメリットはあるけど、今、現に取り組んで

いる認定こども園にとっては、非常にデメリットの方が大きい。国としては、私たちが今やっている幼保連携が会計が大変だとか、そういうことを言っていたのを一つにしてあげたんでしょうという。なのに何でということ、やはり思っているわけで。国としては、今やっているところはそれほど多くないし、これから移行してくるところを含めれば、認定こども園は支援している、促進している、増えるでしょうという理屈になる。お金、単価、今までより増えるでしょうという理屈になるけれども、私たち現にやっている幼保連携等は、減ってしまう。かなり減額してしまう。

そこで考えているのが、幼稚園と保育園と認可を持っているところはダブル認定で、幼稚園は幼稚園型、保育所は保育所型、あるいは幼保連携型で、二つ認定をもらうということも一つ対応して考えているし、幼稚園と小規模の保育所とを分けて認定を取るといような形で、今、現にやっている認定こども園は、何とか認定を返上しないで済むような方法で、いろいろ検討しているというのが今の状況でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

多分、この問題については、もう市も把握されているし、国も把握をされているので、具体的な検討は進むと思いますので、今のお話で、一応ここまでにしておきたいと思いません。

先ほどの、榎沢委員から出されていた③、④、質の問題ですね。そのあたりについて、委員から何か。

どうぞ、原木委員。

○原木委員 榎沢先生がおっしゃったことと同じようなことを言おうと思ったんですけども、認可外保育施設の認可化と書いてありますけど、言葉で書いてあるとさらっといきますけど、すごく大変な言葉だと思うんですね。広さであるとかだけでなくて、この前やったような保育士の質の問題とか、教育の問題とか、あとは園長先生の考え方とか、やはり株式会社が入ってくると、お金がすごく動く。お金のために動くみたいな形になって、これって学童保育も同じようなことが千葉市でも起きているということが。やる気のある人たちが淘汰されて、お金がある株式会社みたいなところが出てきているので。やはり先ほど先生が言ったように、中心になるのは子どもで、子どものために保育施設はあるわけで、子どもたちが困っているから保育施設をつくる。もちろん、そのためにはお母さんたちが就労支援にもなるという視線で行ってほしいと思うんですね。

今、公立保育所も、定員がどんどん増えて、去年は120人だったのに200人入っているというのがありますよね。確かに、面積では足りているんですけどもホールがつぶされたりとか、そういうことは実際あるはずなので、子ども目線で動いてほしいというのは小児科医の立場からは思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。

○宮本会長 どうぞ、浅野委員。

○浅野委員 保育の質というお話があつて、お話したかったんですが、人とつき合うのがちょっと難しかったり、また、いろんな特性を持った子どもさんがいらっしゃると思う

んです。

ただ、やはり見た目でわかりにくいので、親が認めて療育とか、こういった接し方をしたらいいとか、一緒に考えていければいいんですが、親が認めないケースもあると思うんですね。そうすると、先生も戸惑われる。一生懸命向き合ってくれるところもあれば、じゃあ、もう嫌だ、諦めちゃおうとなると、その子どもは不幸になってしまうと思うんですね。

なので、運営とかすごく難しいお話をいつも聞いているので恐縮なんですけど、先生方に、そういった特性のある子どもの扱い方を見ていただく機会を持ってもらえたら、うれしいなと思っています。少数ベースなんですけど、確実にそういう子どもが増えているということを知っていただけたらなと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

今の件について、いかがでございますか。

どうぞ、畠山委員。

○畠山委員 私も今のご意見に賛成でして、今、療育センターとか、いろいろ私たちも、認定を受けた子どもたちもそうですけど、気になる子どもたちというのがたくさんいるんですよね。そういうのを、行政がやるか、私どもの公益社団法人幼稚園協会でやるか、もう少し子どもたちを見て保育をできるようにしたいと思っていますので、これも一緒に、こども未来局の人たちに、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

○宮本会長 今の浅野委員の件で、私もお話しさせていただくと、今、私、若い人たちのいろいろな就労支援とかにかかわっているんですけども、発達障害の傾向を持った方、非常に多いんですよね。けれども、小さいときから、いい環境の中に置かれてきた人というのは全然違うんですよね。そういう意味で、大人になってから発見されて支援をするのではなく、この幼少のときに手をつけるというのは本当に重要なので、このあたりは新制度の始まるときに、やはり重点として置く必要があると私も思います。

では山崎委員。

○山崎委員 例えば、保育所・保育園でも、これに関しては、我々は拒んでは絶対いないです。千葉市の制度については、多分ご存じだと思うんですが、どこの保育所、保育園に行っても、これは拒んではだめだということになっているんです。多分、昔は、障害児認定を受けた子どもは、うちなんかは二十何年前になったんですけども、今はもう、全部がそうになっていますので。

それから、もうちょっと詳しく言うと、補助金体制みたいなものも全部あるんですよ。その子にとって職員配置が必要であれば、そういう形になっています。

すみません。ちょっと言いわけがましいんですけども、そうじゃなくて、そういう子もきちんと受け入れていますということだけは、理解しておいてください。制度が変わろうと何をしようと、この考え方は一切変わりませんので。

○宮本会長 幼稚園はいかがですか。

○**畠山委員** 幼稚園もそうですよ。

幼稚園もかなり力を入れて、これについては研修もやっていますし。僕らがお願いしたいのは、療育センターで相談しても、なかなか予約が取れないとか、それから幼稚園を回ってくる相談員というのは社会福祉協議会に委託しているんだと思うんですけども、その幼稚園・保育園を担当している人が1名しかいないんです。だから、私たちもそれなりに見ていますけれども、気になる子どもを見てもらおうと思っても、なかなかそういうことが難しい状況なので、これについての改善をお願いしています。

○**原木委員** すみません。今のところで。ぜひ、先生たちからも小児科医に相談するように。意外と医療機関まで回ってくると、そこから先がスムーズなことも多いですね。なかなか幼稚園から、特に気になるお子さんがいて、お母さんがそれを認められない場合もあって、うちの子は大丈夫ですからと。周りの子が悪いんですからみたいなことをおっしゃる方もいらっしゃるんですね。

ですから、ぜひ幼稚園・保育園から、小児科医に行ってくださいと言っていただくと、小児科医から専門科に行くようにして、療育センターに連れて行ったりとか、場合によっては児童精神だとかというの、うまくいくのではないかと。

小児科医も今勉強中で、すごく難しい部分で、小児科と児童精神科がお互いアップアップになっているという部分なんですけれども。すごく非力なんですけど、その部分に関して。でも、ぜひ、相談していただくか、保育所だったら嘱託医とか、幼稚園だったら園の先生にも相談してほしいし。逆にそういう意味で保育所とか幼稚園も、そういうことにちゃんと知見を持った嘱託医院を選んでほしいなど。

あと、市には、困ったという話が出たときに、職員配置を増やしていただかないと、態度によって子ども、今、3人に1人つけてくださるんですよ。ですから、そういうところで希望があった場合に、職員を増やしていただかないと、保育所はまわらなくなるという部分もあるので、そのあたりみんな連携していくというのは、大事なことだと思います。

○**宮本会長** 大変いいご意見をたくさんいただいて、ありがとうございます。

○**浅野委員** すみません。決して、保育園ですとか保育所さんのことを批判しようと思っただけではありませぬので、そこはどうぞ誤解なさないでください。

○**宮本会長** 全然大丈夫だと思います。幼稚園、保育園だけではなくて、全体としてもこの問題は丸となって取り組むべき非常に大きなテーマになっているので。その機会にご発言いただいてよかったと思います。

○**藤澤委員** 幼稚園も保育園も同じだと思うんですけども、やはり、まだ言葉と発達の相談室の程度だとか、それから障害児と認められないお母さんたち。だけど、現場では非常に手がかかるお子さんって、やはり必ずいて、長い卒園までの年月をかけて、よく発達状況を理解していただかなければならないケースもたくさんあるので、やはりそういう子どもたちの個別支援が十分できるような形で、市単独のような補助金になるかもしれない

し、幼稚園もそうだと思うんですが、チーム保育加算が国では出ていますけれども、施設給付に移らない園もたくさんあるかと思しますので、やはり幼稚園も保育園も手厚く職員を配置して、そういう子どもたちに個別支援ができるようにしていただけたらと思います。

○宮本会長 どうもありがとうございました。まとめていただいてありがとうございます。では、少しテーマをかえまして、畠山委員、先ほど。

○畠山委員 今回の資料2-2に基づいてご説明いただいて、基本的な考え方は賛成です。人口が減っていく中で、これからどんどん新たな保育園・保育所の施設をつくって、この何年かの中では対応するかもしれませんが、将来的に施設が余る可能性があるかと、私も思います。

ただ、この数年間の国の子ども・子育て会議の議論を踏まえて、私もかなり希望を持って、こういうことをやったらいいんじゃないかなと思ってきたんですが、実際、ふたを開けてみると公定価格とか、いろいろな問題が出てきますと、幼稚園の中でも千葉市の幼稚園協会は83園あるんですけども、かなりのところが今、様子を見ている状況です。経営的にどうなのかという話も含めて、そういう状態になっていますので、千葉市で四十数園の認定こども園の移行を見込んでいるということですが、ぜひ、政策誘導、金目の話も大事だと思うんですね。いろいろお話を伺っておると、金目じゃなくて、やはり子どもたちのためにやろうという経営者の方もたくさんおられると思いますけれども、やはり経営がきちんと安定して幼児教育をやっていけるということも大事だと思いますので。これから、その辺のところも、国基準を上回る大幅な制度設計を、ぜひお願いしたいと思います。

それともう1点、見てみると、量の見込みの中で、1号認定の子どもは幼稚園ではもつと減るのかと思ったら、1号認定と2号認定のところを見ていると、今とあまり変わらないという状態なんですけど、このときもう一つ、私、個別の園はわかっているんですけども、市全体の幼稚園の認可定員に対する定員の充足率はどうなっているかという資料をお示しいただくと、各幼稚園の経営者も、もう少しわかりやすく。人口が減っていく中で、やはり2号認定の子どもたちも受け入れてやっていこうという気持ちに、少しはなってくれるのかなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

○宮本会長 ありがとうございました。

その他、ご意見は。どうぞ。

○小倉委員 先程から、経営側の厳しい状況のご発言もある中ではございますけれど、私からは、働く者の立場からの発言という事でご意見させていただきます。

今後、認定されるか否かで、労働環境が変化していくことが想定されますが、質の維持・向上については、労働環境と処遇が大きく関わる事だと思います。

量を確保できても、労働環境と処遇が低下すれば、それに伴って保育の質が低下してしまう懸念があります。

検討にあたっては、その点にもご配慮いただきたいというご意見として発言させていただきました。



○宮本会長 ありがとうございます。これも、大変重要な問題だと思います。

どうぞ。

○吉田委員 私は5番のところ、保育の質も関係するんですけども、先ほど浅野委員がおっしゃったようにね。私どもの子育て支援館にも、8月は大勢、他市、他県からも来ていただいたところなんですけれども、その中で、8月は300件の相談事業がありました。相談されるお母さんたちは、先ほどの話に戻ってしまうんですけども、育児休業中で上に年子のお子さんがいて、2人を育てているということで、先ほど言えばよかったんでしょうけれども、非常に困難な、保育所にも入れませんので、育児休業中は自分で、1歳、これから2歳になるんでしょうけれど、小さいお子さん、2人をみると。

今のお母さんたちの子育てというのは、なかなかお2人同時にみることがすごく困難ですよ。私たちスタッフも、お母さんたちが遊ぶ場ですよということを強調はしているんですけども、保育をせざるを得ないというんでしょうか。そういう補助をしてあげましょうという、そういう感じで、来ているときは2時間くらいいますので、やってあげています。

ですから、上の子が大きい場合は継続的に入れている場合も多いんですけども、そういう年子さんの場合も、非常に私は、困難きわまっているんじゃないかなと思って。

昔でしたら、おんぶしてだっこして、いろいろ動きをとれるような、そういう子育てをしているんですけど、今のお母さんたちはなかなか、パニックとすごく不安になってしまって、それがもとで育児不安というんですか、そういうことにつながってきて、相談されるということが非常に多いですね。

それで、私は、この件ではないんですけど、⑤番に対して、「特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育」というところで、2年がかりで今、子育て支援館に来ているお子さんとひとり親のお父さんということで、お仕事もされていないで、子どもを連れて遊び場に日々通ってくる方がいらっしゃるんですけども、そういう方の利用者支援というのが非常に難しく、何かを保育の一端として伝えてあげると、うるさいと言われてたり、いろんな方がいらっしゃるんですね、遊びに。

ですから、私もこういう性格ですので、めげずに言われても言い返すというか、子どものために伝えてあげなくちゃという感じで常に言っているんですけども、そのおかげさまで去年は保育所に入れたんですね。入れてよかったなと思っていたんですけど、やはりお父様も社会に出ていないので、言われることにすごく抵抗感があって反発するという性格なんですね。ですから、保育所もやめてしまった。今現在、支援館に来ているときは、もう年長さんになってしまったんですね。この子をこのまま、小さい子どもが遊びに来る場所に預かっていいものなのかという、自分の中に保育者としてすごく悩みがあって、いろんなことでお父さんにも機嫌のいいときに伝えるんですね。そういうときにはわかってくれるんですけども、このままじゃあいけないねと。来年4月から小学校に行くから、集団の中に入って子ども同士の交流をしましよとか、いろいろ言うんですけど、なかなか

かその辺が、今年の4月に幼稚園に入ったけど4日でやめちゃったとか、そういう方なんですね。

でも、それは見ていると、幼稚園側が決してどうのこうのじゃなくて、その親に問題がある。そして、親に問題があるので子どもにも影響してしまって、ようやく年長さんだけのおむつが取れてきたとか、言葉もまだあやふやだとか、そういう育児に対してまだまだすごく弱い方がいらっしゃるということも。行政の方にも、保健センターの方にはお話しして、地域にこういう方がいるのでちょっと見ていてくださいとか、やはり地域って大事だなと、私、思うんです。今はちょっと希薄になっているんですけども、地域に、すごく先輩の方々、もうお仕事をやめた60歳代くらいの方が大勢いたら、見ていてくれるというのかな。そういうことが、今、なかなかないので、そういうことも大事なのかなと思うんですね。

ですから、本当にばらばらこぼれている、そういう方も地域にいるということを考えていただくのが大事かなと思いますし、あと半年ありますので、私にできることは一生懸命やろうかなという気持ちでいっぱいなんですけれども。

○宮本会長 ありがとうございます。

特別な支援を必要とする子どもと、それから家庭ですよ。この問題は、この制度でも対象になりますし、子どもの貧困対策法でも対象になっていますし、その他、いろいろなところで議論されている問題ですけども、大変重要なことだと思います。

ということで、まだたくさんご意見があると思うんですけども、大分予定の時刻をおしているものですから、ここでこの議論は終わりにして、これは結論を出すということではなく、意見をたくさん出していただくという位置づけになっておりますので、こちらで切らせていただきます。

それで、実は休憩を挟もうと思ったんですが、休憩をとっていると全部終わりそうもないので、大変申しわけないですけど休憩をとらず、このまま12時まで進めたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 それでは、次の議題ですが、地域子育て支援事業の確保方策ということで、まず、市からご説明いただきたいと思います。

○渡邊健全育成課長 それでは、私から、放課後児童クラブについて、ご説明したいと思います。着座して、説明させていただきます。

それでは、資料2-3と表紙右肩に書いてある資料を、お手元に置いてください。1枚めくっていただくと1ページ目、放課後児童クラブというのがございます。ここについて、私から説明をします。

まず、放課後児童クラブ、子どもルームと千葉市では言っていますが、この量の見込みに対しての受け入れ、確保方策の基本的な考えを、初めに説明させていただきます。

2点ございまして、まず1点目が、先ほど来、出ていますけれども、今後、児童数が減

少していく。一番下に参考1、推計児童数の推移ということで、6歳から11歳、トータル平成25年度実績5万2,752人という数字がございますが、確実に今後減少していくという、この児童数の減少を見据えて、大幅な利用増が見込まれる学区、子どもルームの場合には区ごとというよりは学区と。学区によっては、児童が減っていくものの利用は増えている、そういう学区がございますので、そういうところに新規整備を行うとともに、既存の施設の移転等により受け入れ枠を確保を。既存の施設、つまり現在123カ所、子どもルームを運営していますが、実はその中で校外（学校の外）にあるのが44か所ございます。この辺、学校と協議が整い次第、空き教室や敷地内に移設するわけですけれども、その際に、現在の受け入れ枠を増やし、待機児童が出ないよう確保していく。これが基本的な考え方の1点目でございます。

2点目ですけれども、新たに受け入れ対象となる高学年、来年の4月からは6年生まで受け入れが拡大されますが、これについては、一度にとというのはかなり厳しいものです。量の見込みでも相当数ありますので、段階的に受け入れを拡大していく。この2点が基本的な考えでございます。

表の中段より下、区ごとにというよりは、全市的な傾向を見ていただきたいと思います。表の下から2番目に、全市というところをご覧ください。平成27年、28年、29年と。そして一番上に量の見込みが、低学年部分と高学年部分、確保方策として平成27年度には低学年6,963人という数字が出ています。そして高学年1,129人、需要が2,287人あるのに対して、確保方策は1,129人、約半分くらい受け入れていこうと。そして、平成28年、29年と、段階的に高学年を受け入れていこうということでございます。

そして、先ほど来、説明がありましたが、三角の黒印、ここについて例えば中央区、若葉区、緑区、ここに三角がついています。子どもルームの場合には、学校ごとということですので、この辺については適切に対応していきたいと思いますが、特に先ほど1点目に、既存施設の移転によりということ、実は中央区と緑区は比較的校外にある子どもルームが多いです。それをできるだけ校内へということ、校内へ入れる際、受け入れ枠を拡大していこうという点が1点。

そして若葉区、三角のところ、平成31年128人とありますが、実は若葉区がこの夏休みの待機で、6区の中で一番少なくて8人です。他の区になりますと30人から50人、60人と待機がいます。若葉区の場合には一桁ということで、量の見込みがちょっと多いのかなという懸念がございます。

そして、参考までに下のグラフを見ていただきたいと思います。参考2、量の見込みと確保方策ということで、低学年、児童の減少に伴って基本的には今の既存の施設でと考えています。高学年を見てください。需要と供給のバランスについて供給が需要をかなり上回っていますが、これについては、例えばある小学校で20人利用したい高学年がいても、受け入れ枠を40人としますと、必然的にこの供給が需要を上回っている。このようにグラフを見ていただければと思います。

放課後児童クラブについては以上です。

○宮本会長 ただいまご説明いただきましたが、ご質問、ご意見はありますでしょうか。どうぞ。

○岡本委員 先ほどのところもそうだったんですけど、確保方策を5年間でされるときに、年間で平均的にというふうになっていないですよ。今回ですと、この平成29年度で既に需要を上回るやり方。先ほどのケースだと、最終の31年度の前にぐっと上がるんですよ。これは、何か意図があってということなのか、特に先ほどのケースだと、4年間ずっとマイナスで、最終年度で需要を満たすという、計画的には少しリスクがあるんじゃないかと。満足できないんですかと、こういう年度ごとの策定について、何かお考えがあれば教えていただきたいんですが。

○渡邊健全育成課長 実際、高学年については、千葉市は初めて受け入れるわけですので、ある程度、ここでは量の見込み、2,287人という数字が出ていますが、現在の施設で400人ほど、すでに4年生が利用しています。これは定員に枠がございまして、空きがあれば現在、4年生も受け入れていますので、この辺については、やはり27年、どの程度の需要があるか、実数を見極めながら、平成28年、29年と順次拡大を図っていきたいと思います。

○宮本会長 どうぞ。

○こども企画課上田主査 こども企画課の上田と申します。

大前提として、すみません。ご説明が足りなかったかもしれませんが、まず、岡本委員からのご質問の中で、量の見込みの考え方、需要量の考え方なんですけれども、資料2-1をご覧くださいますと、簡単なポンチ絵がございまして。ページで言いますと4ページ目でございますが、「「確保方策」とは③」というところなんですけれども、通常、その需要量というのは、毎年毎年需要というのは違う、動くんだと思います。今、我々が考えている、この需要という考え方は、潜在的にこういう、これぐらいの需要があるだろうというものでっぺんに張りつけたものを、ずっと量の見込みと呼んでいます。

ですので、先ほど最後の年で需要と供給がマッチするというようなお話をいただきましたが、そういうことになるんだと思うんです。最初から、潜在的なものを見込んで、それを需要だと呼んでいるので、もしかすると一般的な需要という言い方と、少しずれがあるのかもしれない。

○宮本会長 その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○佐藤委員 佐藤です。

放課後児童クラブの、先ほど⑤番の特別な支援を必要とする子どものことと絡むんですが、放課後児童クラブの質的な側面に関して、要望といいますか意見なんですけれども。文部科学省の調査では、小学校、中学校段階で既に6.5%の子どもが発達障害及びそれを疑われる子どもたちが在籍するといわれておりまして、特にこれは小学校から中学校の話で6.5%ということになりますので、簡単な水準を申し上げますと、小学校1年生ですと9.9%

の子どもたちが、そういう疑いのある子どもたちとされており。既にもう、放課後児童クラブの中にも、相当数、いわゆる気になる子どもたちが入所しているという現実があるわけで、相当、先生方がご苦労されているという事実も聞き知っているところでございます。

既にもう、研修等もされているかと思えますけれども、ぜひ、放課後児童クラブに関する巡回の支援を、もう少し強めていただいたりとか、あるいは人材の確保という観点でいうと、採用試験が遅いんですよね、恐らく。12月くらいですよね。放課後児童クラブの職員の採用試験が。これもまた後で、できればお願いをしたいんですけども、一般的に民間保育所、あるいは私立幼稚園の就活は、10月くらいに本格化するんですけども、結構ころごしのある学生はいるんです。放課後児童クラブを希望する。後になって落ちるとこわいので、やはり幼稚園、保育園に行きますので。できれば、もう少しこの放課後児童クラブの採用試験の時期を前倒していただければと、それなりにころごしのある学生たちも希望するのかなということを含め、意見と要望としては以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

○大場副会長 放課後児童クラブの採用試験の状況は、現在は正直言いまして、常時やっております。今、やはりやめたり、それから希望される方が多かったり、また、夏休みの時期は臨時の職員を大量に必要としますので、その都度やっておりますので、ほとんど毎月新たな採用試験をやっているのが現状でございます。

ただ、やはり諸条件、新採の新しい学生さんが入ってくるのには、時間数が若干短いということで、総額の給料がもうちょっと上がると人数が多いのかなという感じはするんですけども、どちらかというと一度家庭に入った方が、再度その状況に合わせて応募されるという方が多いのは実情ではございますけれども。繰り返しますと、常時やっているという状況でございます。

以上です。

○宮本会長 それでは、一応、この議題をここで切らせていただいて、もう一つのほうにいったよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 それでは、次は(4)その他の地域事業について、ご説明をお願いいたします。

○こども企画課上田主査 こども企画課の上田と申します。たくさん事業がございますので、私からまとめてご説明差し上げます。少し時間がおしてまいりましたので、非常に説明が簡単になってしまいますが、ご容赦ください。座って説明させていただきます。

それでは、資料2-3をご覧ください。今、放課後児童クラブでご覧になっていただいた資料の1枚目に、今回議論させていただくといえますか、資料として提出させていただいた事業、11事業並んでおります。この中の2番から11番まで、これをまとめてご説明さ

させていただきます。2枚おめくりいただきまして、A3の資料がはさまっております。表紙を含めて3枚目でございます。2の時間外保育事業と左上にございます、こちらの資料をご覧ください。

こちらの表の見方なんですけれども、この後、全て同じでございますが、①というのが量の見込み、前回ご提示させていただきました量の見込みでございます。表の中にあります②というのが、今回数字をイメージとしてお示ししております確保方策になります。②から①を引いたものという数字が入っておりますが、こちらがマイナス、不足になっている場合は三角がついている。これは、教育・保育と同じでございます。

本来は、確保方策というのが量の見込みを超えるということは理論上あり得ないであろうとは思いますが、今回は保育の数字と同じですけれども、受け皿としてのキャパシティがどれくらいになるかというのを含めて数字をお示ししておりますので、中には量の見込みを供給が上回っているというケースもございます。

それでは、2番にあります時間外保育事業、いわゆる延長保育でございますけれども、こちらはニーズに応じて実施支援を拡充してまいります。そして、27年度から早速、量の見込みに対応した供給量を確保していくというのが基本的な考え方です。すなわち、27年度から全て②-①という欄にゼロが並んでいて、需要と供給が均衡した状況をずっと保っていくという考え方でございます。

そして、3-1から3-4というのは、一時預かりのいろいろな形態ということになりますけれども、まず3-1でございます。こちらは、いわゆる幼稚園の預かり保育と呼ばれているものに相当する事業でございます。幼稚園の預かり保育というのは、今でも需要と供給というのはマッチしている。現状でも十分充足しているものと我々は解釈しております。ですので、この事業、数字が大きくて想像が付きにくいところはあるんですが、もう新制度下においてもこれが後退するということはなく、預かり保育を利用されていた方は十分に預かり保育、ないしは一時預かりというサービスを受けることができる状況にはなるだろうという想定をしておりますので、これも全て需要と供給が最初から最後までマッチしているという状況になっております。

3-2が、一時預かりの幼稚園型、幼稚園預かり保育の定期利用とございますけれども、こちらは保育認定を受けることができるくらい、例えばご両親が働いておられるご家庭、そこで、あえていわば幼稚園のほうがいいと、幼稚園を選んで、保育所に入らずに幼稚園に通うというような場合に利用される一時預かり、あるいは預かり保育、こういったものがございます。スポット的に利用するものはございまして、働いている間、預けることとなりますので、定期的なずっと預け続けるというふうになります。

こちらについては、大変恐縮でございますが、検討中となっております。まだ数は出せておりません。なぜならば、私立幼稚園の皆様が新制度でどれだけ認定こども園に移行してこられるかというのが、まだ、現在調査中でありまして、この結論が出ないと出ない。あとは、国からの情報不足ということで、まだ数字をお示しできない状況でございます。

大変申しわけございません。

3-3の一時預かり、下段でございます。これが幼稚園預かり保育以外とありますのが、今、現に保育所等々をやっておる皆さんのイメージにある、あの一時預かりそのものでございますが、こちらは平成31年度までに段階的に実施施設を拡充してまいります。「各年度3か所ずつ」と括弧書きがありますが、「3～4か所ずつ」と訂正させていただきます。3から4か所ずつ拡充しまして、量の見込みに対応した事業量を31年度までに達成していこうということでございます。

こちら、「箇所数」という表の一番下でございますが、こちらの箇所数に誤りがございまして、申しわけございません。この場で訂正させていただきますが、27年度38、その次の28年度が42、29年度が45、30年度が48、そして31年度が51か所というふうに箇所数を増やしていくと、この数字になるということでございます。大変失礼いたしました。

参考までに右端のグラフ、参考1というところに、需要と供給の関係のグラフがございます。

それから、3-4が一時預かりの特定保育相当分とございます。こちらは、先ほど月64時間という就労時間の下限を設けさせていただきたいとお示しいたしましたが、こちらに満たない時間就労されていて、主にパート就労だと思っておりますけれども、そういう方にも特定保育という制度が、今ございます。こちらが、新制度では制度上はなくなってしまうとなっておりますので、これにかわって一時預かりで受けていこうという考え方です。スポット的に申込むのではなくて、定期的な枠として保証して差し上げることが必要だという事業ですが、こちらも考え方は3-3と同じでございます。平成31年度まで段階的に実施施設を拡充していったら、量の見込みに対応した事業量を平成31年度までには達成したいというようなつくりになっております。グラフで言いますと、参考2になります。

駆け足ですが、次のページをご覧ください。4番のファミリー・サポート・センターでございます。こちらは、平成29年度よりコーディネーターといわれる方を3人ほど増員して、6人体制といたしまして、提供会員の方々の稼働率、これを現状の26%から45%まで向上させていきたいと。それから、これを「基幹施設」と今なっております、子育て支援館さんが基幹施設になって、コーディネーターの采配をしていただいておりますけれども、これを子育て支援館を指定管理者としての委託契約の期間が平成28年度まででございますので、この更新時期にあわせてコーディネーターを増やしていく。それから、そもそもコーディネーター率を底上げしていくと。この方法をもって、平成31年度までには需要を満たす供給をしていきたいという考え方でございます。

それから、5番目、病児・病後児保育でございます。こちらは、まずは平成27年度美浜区において定員の拡大、それから29年度、30年度にそれぞれ中央区と稲毛区で新設をして、量の見込みに対応した事業量を31年度までには提供していきたいということでございます。さらに、中央区におきましては、他区からの利用者の受け皿にもなり得るような利便性の高い総合病院において、平成31年度に病児・病後児保育を開始するというところで、需要と

供給をマッチさせていきたいということでございます。グラフでいいますと、参考までに参考1という右下上のグラフが、そのラインになっております。

それから6番目、地域子育て支援拠点事業でございます。子育て支援館、子育てリラックス館等でございますが、こちらは、まずは広報の強化、こういったことによって各施設の稼働率を現状の79.6%程度から90%程度まで向上させていくという底上げ、それから需給のギャップが多いところから、子育てリラックス館を順次、平成31年度までに5か所整備していくというような計画になっております。平成27年度は稲毛区、28年度は緑区、29年度は美浜区、平成30年度は花見川区、平成31年度に中央区というような想定をしております。そうすると、最終的に各区で4か所になるという計画でございます。

それから7番目の利用者支援事業でございます。千葉市では、子育て支援コンシェルジュと呼んでおります。こちらは、平成26年度10月、来月から全区配置が実現いたします。各区1名配置されますが、さらに平成29年度から各区に1名ずつを増員いたしまして、区内のリラックス館ですとか、そういったところを巡回するようなスタッフを置いてはどうかというような計画でございます。

それから、8-1、8-2は、ショートステイ、トワイライトステイでございます。児童養護施設等で行う預かり事業でございますが、こちらは現時点で実施施設の受け入れ枠に一定の余裕がございます。ですので、平成27年度から十分に量の見込みに対応した事業量を確保できるであろうということで、最初からゼロという数字が並んでおります。8-1、8-2、同様でございます。

続けて、1ページおめくりいただきますと、9番から11番までは母子保健関係の三事業でございます。9番目として、乳児家庭全戸訪問事業、それから10番目として、養育支援訪問事業、11番目が妊婦健康診査でございます。これらにつきましては、三事業とも27年度から需要を満たす事業量を確保していくということで、全て②-①という欄はゼロというような計画になっております。

それぞれ、9番、乳児家庭全戸訪問につきましては、必要な専門職員の確保、訪問率の向上を図り、あとは広報ですとか母子健康手帳の交付時などの機会における周知、こういったことで対応していきたいと。それから、10番、養育訪問支援事業に関しましては、養育支援に関する相談、指導、助言その他の支援を継続していくために、専門職員を確保。それから資質の向上を図って、事業の見込みに対応していきたい。それから、妊婦健康診査につきましては、市のホームページによる広報ですとか、これも母子健康手帳交付時の妊婦健診の説明等、こういったことを強化いたしまして、今後も今と同程度の受診率を維持して、平成27年度から量の見込みに対応した事業量を確保していきたいということでございます。

非常に駆け足でございますけれども、地域事業のご説明は以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

駆け足でご説明いただいて、申しわけないと思います。それでは、ご発言いただきたい



んですが、これも時間がおしているものですから、簡潔にご発言いただけるとありがたいです。どうぞ。

○伊藤委員 ファミリー・サポート・センターの稼働率を向上というお話がありましたけれども、こんなに低い数字なのかという驚きがまずあり、45%まで向上といっても、まだ半分以上動いていない人たちがいるわけで、随分控え目な数字だなというのが正直なところですよ。そもそもファミサポというのは、どのように動いているというか、今現在26%で、どんなふうにあるのかというのを、お聞きしたいと思いました。

○宮本会長 ご意見をざっと出していただいて、まとめて必要なところだけ、市からご説明いただきたいと思います。

畠山委員、どうぞ。

○畠山委員 資料の数字的なところで、9の全家庭の訪問事業と妊婦健診の数字なんですけれども、例えば27年に妊婦健診で7,930人になったら、28年度はもうちょっと同じような数字が出てくると思うんですけれども、この妊婦健診の子どもの数字と、乳幼児の家庭全戸訪問事業の数字というのは、ほぼ、年度が違ってくれば同じような数字になるんじゃないですかね。これ全体の市の基礎的なデータが、どこかに出ていたと思うんですけれども、0歳児の推計児童数の推移というところに、同じ数字を使ってやっているんだと思うんですけど、どうしてこういった数字のばらけるものが出てくるんですか。

○宮本会長 これも、後でまとめてということにしたいと思います。

どうぞ。

○佐藤委員 同じく、関連して9番の、乳幼児全戸家庭訪問事業の。これは、前回の会議を自分は中座しましたので、もしかしたらそこで報告があったかと思いますが、実際に今年度までは、どの程度これは実施されたか。ここはゼロとなっていますけれども、どの程度、これは実施されているのかというようなことと、関連してその効果というんですかね。虐待に気づけたりとか、これはとても重要な観点だと思うので、そのあたりの効果につきまして、ご説明をお願いします。

○宮本会長 続いて、いかがでしょうか。

どうぞ。

○原木委員 病児保育についてですけど、新設のところの区の選び方、根拠とか、そのあたりを教えていただければと思います。

○宮本会長 その他、いかがですか。

今、4人の方からご質問が出ていますので、まとめてご説明ください。

○秋庭保育支援課長補佐 保育支援課の秋庭です。所管の部分をお答えします。

まず、一つ目、ファミリー・サポート・センターの現状ということなんですけど、平成25年度で提供会員の登録者数は1,295人になっております。そのうち、稼働率が記載したとおり26%です。現状では、3人のコーディネーターさんが、ほとんどフル活動をしていると聞いております。

ただ、今時点では、さほど使えないと。利用したい方が使えないということも、さほど多いとは聞いていない。ほとんど、そういった事例はないと聞いておりますが、ただ、やはりコーディネーターがフル活動というのは間違いない状況なので、稼働率、この量の見込みを達成するためには、コーディネーターを増やしていくのが肝なのかなと考えているところです。

それから、病児保育についてなんです、こちらの場所ですね。今現在は、各区2か所をずっと目指してきておりました。今回、ニーズ調査をした結果、単純には各区2か所ではなくて、区によって当然足りないところと、さほどでもないところがあると。この表をご覧くださいまして、今、中央区に平成29年度から1か所、それから稲毛区に平成30年度から1か所、これを増やそうとしております。

この2か所につきましては、これは前の年のマイナスが一番大きなところからつくっていかうとしております。ただし、最後の年の中央区なんですけれども、ここだけは一番大きいところではなくて、これはまだ、どことは想定できていませんが、なるべく大きなところ、全区をカバーできるような大きめの病院で、人数で言えば通常4人のところを倍以上の定員のようなものをつくっていただきたいとは思っております。

なぜ中央区かといいますと、中央区でなければいけないというわけではないんですが、なるべく利便性の高いところという趣旨で、中央区に置いているというところでございます。

以上です。

○角田健康支援課長 健康支援課でございます。

先ほどの乳児家庭全戸訪問と、それから妊婦健診の数が違うことについてですが、妊娠・妊婦健診は、一応全部で14回分受けられるんですが、実際には平均しますと11回分くらいで終わっております。途中で転出してしまう方もいますし、残念ながら出産まで至らない方もおりますので、転入があつたりするので数的には多いですが、最終的には使わないで、残念な結果になってしまう方も相当数いるということもあります。

あともう1点は、本来、乳児家庭全戸訪問に関しましては、生後4か月までの方に、全員訪問しようということになっておまして、まず一つは前回の会議のときにもお話ししましたが、出生通知書を使いまして、お子さんが生まれたら病院にいるうち、できれば一週間くらいの間はこちらに送っていただいて、その方については全戸訪問しております。

その他に、2か月のときに地域保健推進委員さんに、これは住民票から全部の家庭に一応訪問させていただきます。今、オートロックだったり、また里帰りから戻ってこなかったり、場合によっては国外で出産したりというようなこともありまして、こちらも、一応全員の方の家庭には伺うんですが、お会いできない方もおります。なおかつ、そこでも、まだ漏れてしまう方もおりますので、そこについては、今度、保健師は必ず自分たち地域を担当しておりますので、その地域を担当している保健師がカバーできなかったところを、

もう一度4か月までの間に行くようにしております。

それでも、今の状況としては、昨年度が82%くらいの方のところには訪問は行けませんでした。これを、やはり佐藤先生がおっしゃったように、何とか98%、100%近くに、こちらとしては持っていきたいと考えておりました。今、非常勤の保健師、それから助産師に、主に新生児訪問等に行ってもらっておりますので、ここの人数を何とかもう少し増員して、早いうちから虐待防止の観点からも、来年度早々に、できるだけ高い、82%とか83%ではなく98%に持っていきたいと考えております。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、まだご意見はたくさんあるかと思いますが、時間の都合もありますので、本日はここまでにさせていただきます。次回以降も、引き続き議論することになっておりますので、引き続きご検討をお願いしたいと思います。

事務局としては、たくさん、今日ご意見が出ましたので、それを尊重して検討をさらに進めていただきたいと思います。

最後に、議題の(4)のその他でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○植草こども企画課長 それでは、その他といたしまして、事務局からご報告、ご連絡、3点ほどございます。

まず1点目でございますけれども、冒頭、こども未来局長からご挨拶がございました認可外保育施設におけます施設職員による児童への虐待行為の件でございます。これについては、片桐部長からご説明いたします。

○片桐こども未来部長 それでは着座して説明いたします。お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。

まず、今回の対象施設でございますが、中央区弁天にある施設で、これはできてから12年ほど経っている施設で起きた事象でございます。

概要でございますが、2の(1)7月17日、保護者から市に通報がございました。保護者がどうやって知ったかという、ある保育士から、お宅のお子さんが虐待を受けているというようなお話を聞かれたということでございます。

私ども、ここから複数回、聞き取りを行って、最終的に事実として8月1日、施設の立入調査を確認して、最終的にそこに掲げてあるような3点、嫌いなものを食べないと無理やり口に押し込む。おとなしくしていないと暗い部屋、ベッドに閉じ込める。手や足をたたく。頭をげんこつでたたくと、こういった事実を保育士が認めたということでございます。

この後、(2)8月8日、保護者が被害届を出しまして、8月20日に強要罪の疑いで逮捕されたということでございます。

3の認定取り消しの理由でございますが、皆さん、お感じになったと思うんですけども、職員、保育士というプロが児童虐待をしたということは、保育施設としては不適合で

あろうということで。また、施設長がこういった事実を知りながら、特段の是正措置を講じていないということは、施設としてはあるまじき行為だというようなことから、千葉市で初めての認定取り消しということを行ったということでございます。

4の今後の対応でございますが、まず一つ目として、この当時、2人のお子さんが入所されておりました、緊急に公立の保育所に一時預かりで対応するとともに、9月以降は近所に保育所の空きがございましたので、そちらをあっせんして入所されたということでございます。

それから2番目といたしまして、こういった事実に対しまして、認可保育所あるいは認可外の施設に対しまして、速やかに文書による注意喚起を行うとともに、先週水曜日でございますが、施設長に対する説明会を開催いたしまして、改めて周知徹底を図ったということです。

3番目といたしまして、今後の対応として、保護者あるいは職員が虐待を発見した場合、匿名でもいいから市に通知をいただけるような仕組みを考えようと検討しております。

ここには書いていないんですが、先ほど榎沢先生のお話にあったんですが、実は認可外に対して、今、私ども、多く四つやっています。まず、事業者を選ぶ際に、市の職員は一切入らない。公認会計士、保育士さん、それから社会福祉、福祉の専門家の方々と入って事業者を選ぶということが、まず一つ。それから、二つ目として、巡回指導というのをやっています。プロの保育士が行って、その保育計画、発達に応じた保育をどういうふうに展開しているのかというのを確認して、そこで指導をするということが二つ目。それから、あとは職員の研修ということですね。年に2回ほどですけれども、専門機関の開催する研修に出させていただきます。そして最後は、制度的なものですけれども、監査を行う。財務であったり、それから職員の勤務状況であるとか、そういったものを書類を見ることによって、きちんと制度に基づいた運営がなされているかというようなことの確認をしております。

一応、今申し上げました4点につきましては、特に1点目、巡回指導については、今後も、全てを毎日見るというわけにいかないの、ここはもう少し、今行っている頻度を上げていきたいと考えておりますが、そういった対応でございます。

経過については、ご覧のとおりでございます。

説明は以上です。

**○植草こども企画課長** 続きまして、2点目でございます。

2点目は、新制度に関する利用者説明会のお知らせでございます。お手元に、本日発行の9月1日号市政だよりの6面の写しをお配りしてございますけれども、こちら利用者説明会のご案内でございまして、ご覧のとおり、9月20日（土）それと翌日21日（日）、それから10月4日（土）と5日（日）、この日程で各区コミュニティセンター等で説明会を開催いたします。11月から保育所の利用申し込み、それと幼稚園の願書受付が始まりますが、この説明会は、本日の議題にもございました保育認定などを含めた利用手続きを中心と

しまして、主にこれから保育所などを利用される方々に向けた内容を予定しております。

制度の変更で混乱が生じないように、また、なるべくご負担がかからないよう、私どもとしましては、しっかりと受付体制を整えていく所存でございます。保護者の皆様にご安心いただけるよう、ご説明させていただきたいと考えております。

なお、説明資料等ができ上がりましたら、委員の皆様にもご報告させていただきたいと思っております。

それと3点目、最後ですけれども、次回のこの会議の日程でございます。次回の会議は10月下旬の開催を予定しております。本日のご意見、私立幼稚園や民間保育園の皆様の動向、それと認可外保育施設の認可化や小規模保育事業の無認可手続等の状況を踏まえまして、確保方策を精査してまいりたいと思っております。次回は、本日ご議論いただいた確保方策の事務局案をお示ししまして、ご意見を伺いたいと考えております。

議題につきましては、国の動向や本市の施行準備の進捗等によりまして、変更、追加をさせていただく場合もありますので、ご了承いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議、全体を通じて、事務局へのご質問等、ありますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○宮本会長 それでは、本日の予定の議題は全て終了したということで、会議を終わらせていただきます。活発なご意見、ご議論いただきまして、ありがとうございます。

あとは事務局へ、お返しします。

○鈴木子ども企画課長補佐 ありがとうございます。

閉会の前に連絡事項がございます。本日の議事録につきましては、原案を作成次第、郵送させていただきますので、内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。

また、お手元に日程調整表をお配りしております。今後、次回の予定をご確認いただきまして、今週の金曜日、9月5日までにファクス等にて事務局にご返送いただきますよう、お願いいたします。

以上、不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。また、新制度ですとか会議の運営につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

それでは、以上をもちまして平成26年度第3回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございます。